

# 南相馬市地域防災計画

## 【地震災害対策編】



# 目 次

第1部 災害応急対策計画	
第1章 応急活動体制	1
第1節 動員配備	1
第2節 活動体制	2
第2章 情報の収集・伝達	5
第1節 災害情報の収集・伝達	5
第2節 通信の確保	7
第3節 広報・広聴活動	7
第3章 応援の要請	8
第1節 行政機関等への応援要請	8
第2節 自衛隊の災害派遣要請	8
第4章 消火及び救助・救急活動	9
第1節 消火活動	9
第2節 救助・救急活動	9
第5章 避難対策	10
第1節 避難活動	10
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	10
第3節 帰宅困難者対策	11
第6章 医療（助産）救護活動	12
第1節 医療救護体制の確保	12
第2節 医療救護活動	12
第7章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	13
第1節 飲料水の供給	13
第2節 食料の供給	13
第3節 生活必需品の供給	13
第4節 物資の受入れ	13
第8章 緊急輸送対策	14
第1節 緊急輸送路等の確保	14
第2節 緊急輸送活動	14
第9章 警備活動	15
第1節 災害警備活動	15
第2節 交通規制措置	15
第3節 海上警備活動等	15
第10章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理	16
第1節 障害物の除去	16
第2節 災害廃棄物の処理	16
第3節 し尿の処理	16
第11章 防疫及び保健衛生	17
第1節 防疫	17
第2節 保健活動	17
第12章 応急住宅対策	18

第1節	危険度判定	18
第2節	応急仮設住宅等の供与	18
第3節	住家の被害認定調査	19
第13章	遺体対策	20
第1節	遺体の捜索	20
第2節	遺体の収容及び遺体対策	20
第3節	遺体の火・埋葬	20
第14章	生活関連施設の応急対策	21
第1節	上水道施設の応急対策	21
第2節	下水道施設の応急対策	21
第3節	電力供給施設の応急対策	21
第4節	ガス供給施設の応急対策	21
第5節	通信施設の応急対策	21
第15章	文教対策	22
第1節	小中学校の応急対策	22
第2節	幼稚園・保育園の応急対策	22
第3節	文化財の応急対策	22
第16章	要配慮者対策	23
第1節	要配慮者対策	23
第2節	児童対策	23
第3節	外国人対策	23
第17章	ボランティアとの連携	24
第1節	ボランティアの受入れ	24
第2節	ボランティア活動	24
第18章	危険物施設等の応急対策	25
第1節	危険物施設応急対策	25
第2節	火薬類施設応急対策	25
第3節	高圧ガス施設応急対策	25
第4節	毒物劇物施設応急対策	25
第19章	災害救助法の適用	26
第1節	災害救助法の適用	26
第2節	救助の種類等	26
第2部	災害復旧計画	
第1章	施設の復旧対策	27
第1節	災害復旧事業計画の作成	27
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	27
第3節	激甚災害の指定	27
第4節	災害復旧事業の実施	27
第2章	被災地の生活安定	28
第1節	被災者の支援	28
第2節	事業者への支援	28
第3節	被災者台帳の作成	28

## 第 1 部 災害応急対策計画



# 第1章 応急活動体制

## 第1節 動員配備

### 第1 配備体制の確立

#### 1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4の地震が発生したとき</li> <li>市長が必要と認めたとき</li> </ul>	危機管理課、地域振興課	
第一非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> <li>市長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長：市長</li> <li>○本部長：各部長</li> <li>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</li> <li>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</li> </ul>	各班で定める。
第二非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>大規模な災害が発生したとき</li> <li>市長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長：市長</li> <li>○本部長：各部長</li> <li>○本部付：消防署長、消防団長、警察署長</li> <li>○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班</li> </ul>	各班で定める。

#### 2 配備の決定

震度による自動配備を基本とする。

その他、災害警戒本部、災害対策本部で検討し市長が決定する。

## 第2 動員

#### 1 動員の方法

##### (1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により、総務課が部長、課長に配備体制の伝達を行う。

各部長、課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

##### (2) 勤務時間外

震度による自動参集とする。

#### 2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に事務局に参集報告を行う。

## 第2節 活動体制

### 第1 警戒配備体制

副市長を本部長として、災害対策本部に準じた班を配備する。本部の運営は、災害対策本部に準ずる。

### 第2 災害対策本部

#### 1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に設置する。

#### 2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。

鹿島区役所、図書館、防災センター
------------------

#### 3 災害対策本部の運営

##### (1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 防災担当部長
---------	---------	------------

##### (2) 災害対策本部員会議

本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

本部員会議の協議事項は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること。 イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ウ 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること。 エ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。 オ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関すること。 カ 災害対策の調整に関すること。 キ その他重要な防災に関すること。
---

##### (3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県、警察署、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、防災会議委員に通知するほか、Lアラート、市ホームページを通



じて公表する。

(4) 関係機関連絡室の設置

災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。

(5) 各部班の事務分掌

災害対策本部を構成する部班の事務分掌は、資料編に示す。

なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。

**4 本部機能等の維持**

(1) 庁舎機能

庁舎車両班は、庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の本部機能を維持する。

(2) 災害対策要員の補給

職員支援班は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

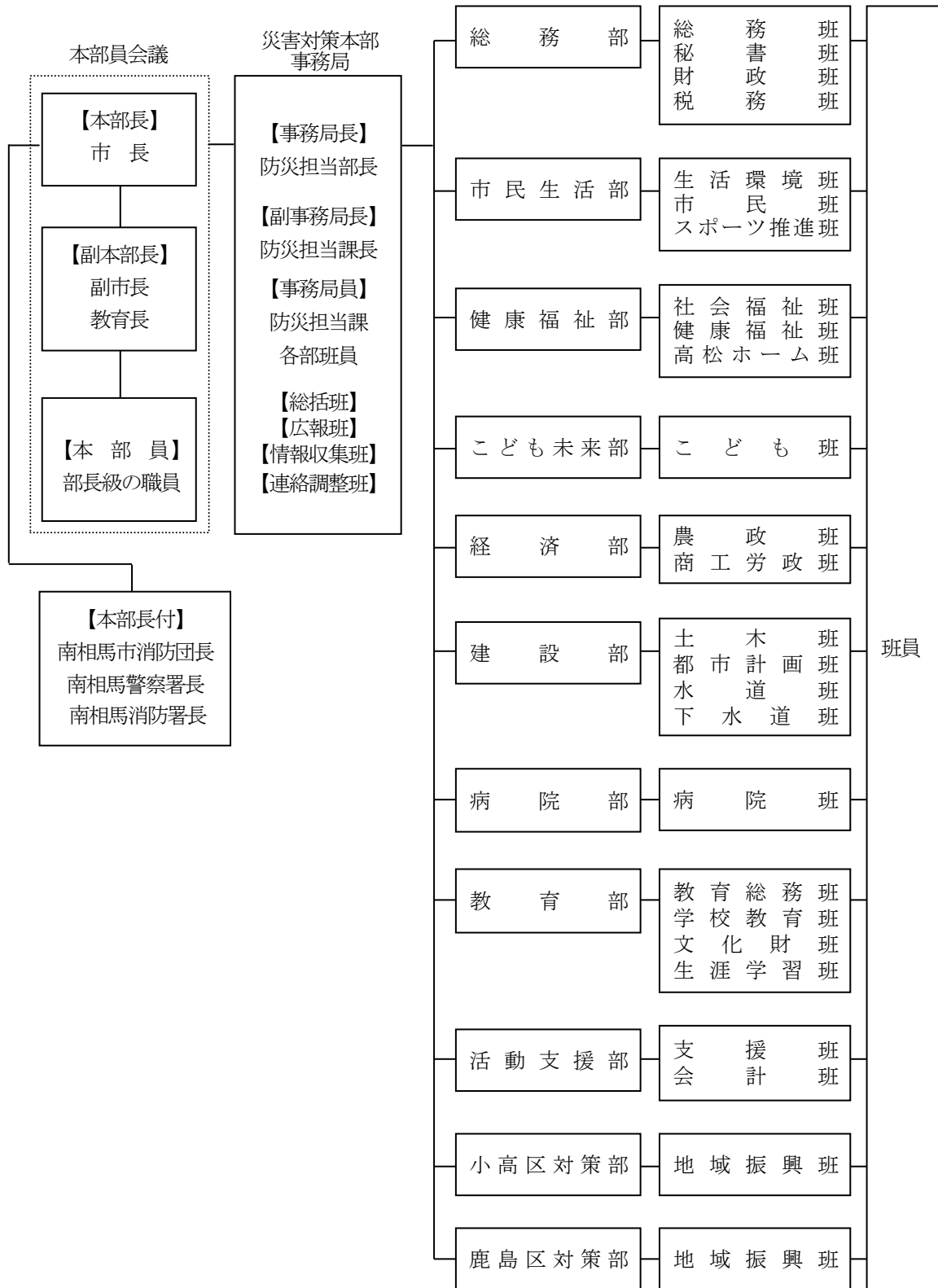
**5 災害対策本部の解散**

本部長は、市域に災害の発生するおそれなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。

## **第3 災害対策本部の組織**

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

●本部組織



## 第2章 情報の収集・伝達

項目	市担当	関係機関
第1節 災害情報の収集・伝達	総括班、情報収集班、各班	福島地方気象台、相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、県、南相馬警察署
第2節 通信の確保	総括班、広報班、情報収集班	
第3節 広報・広聴活動	広報班、情報収集班、連絡調整班、市民班、生涯学習班	

### 第1節 災害情報の収集・伝達

#### 第1 地震情報の収集・伝達

##### 1 地震情報

気象庁から発表される地震情報は、次のとおりである。

なお、本市の震度の地域名称及び震央地名は、「福島県浜通り」である。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

	発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	
--	------------------------------	--

## 2 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

## 3 その他

福島地方気象台は、福島県に福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を地震解説資料として発表する。

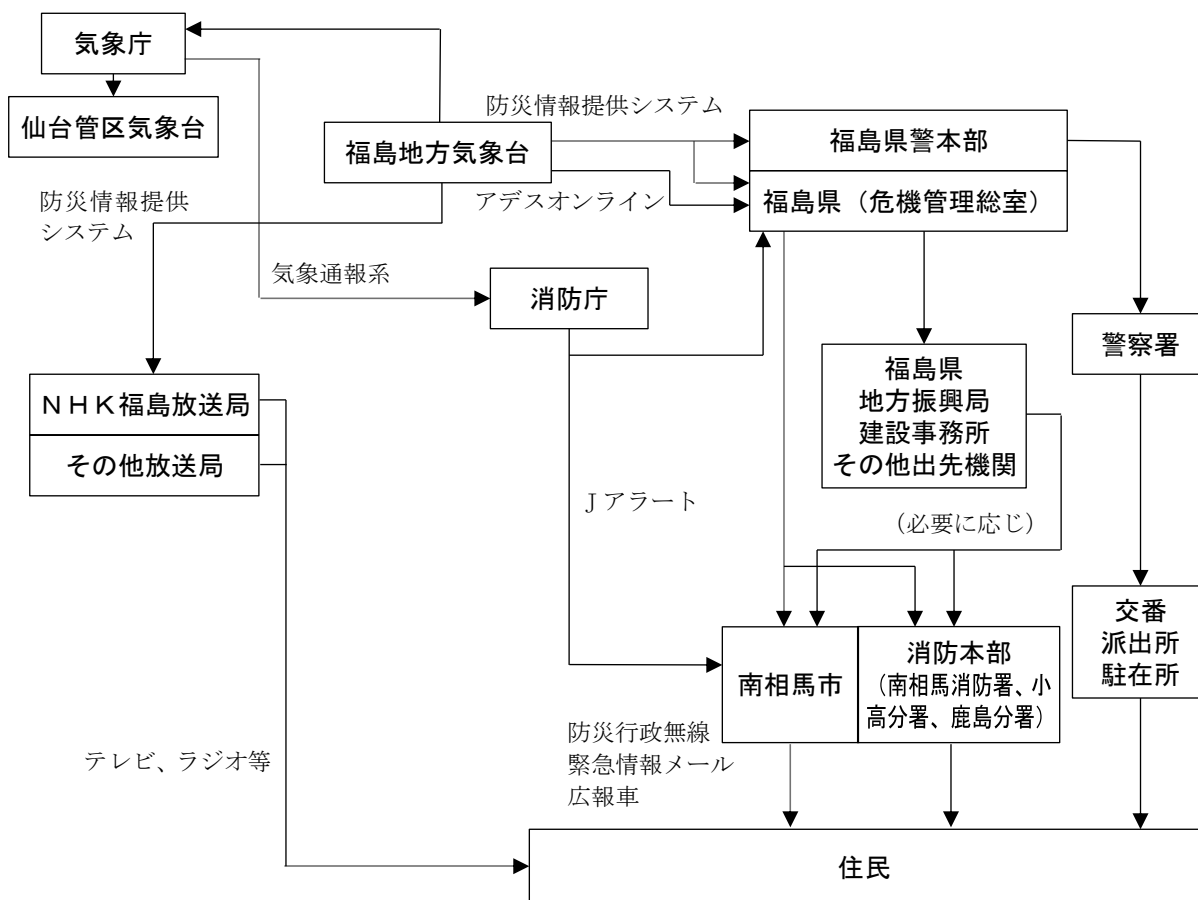
## 4 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置した震度計による情報が、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市、消防本部、地方振興局等に送信される。

# 第2 地震情報の伝達

地震情報の伝達系統は、次のとおりである。

市は、住民に対し、防災行政無線、緊急情報メール等で伝達する。



### 第3 被害情報の収集・伝達

一般災害対策編 第1部第2章第1節を準用する。

### 第2節 通信の確保

一般災害対策編 第1部第2章第2節を準用する。

### 第3節 広報・広聴活動

一般災害対策編 第1部第2章第3節を準用する。

## 第3章 応援の要請

---

項目	市担当	関係機関
第1節 行政機関等への応援要請	総括班、連絡調整班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、相馬市消防団
第2節 自衛隊の災害派遣要請	総括班、連絡調整班	

### 第1節 行政機関等への応援要請

一般災害対策編 第1部第3章第1節を準用する。

### 第2節 自衛隊の災害派遣要請

一般災害対策編 第1部第3章第2節を準用する。

## 第4章 消火及び救助・救急活動

---

項目	市担当	関係機関
第1節 消火活動	総括班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団
第2節 救助・救急活動	総括班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬市消防団

### 第1節 消火活動

一般災害対策編 第1部第5章第1節を準用する。

### 第2節 救助・救急活動

一般災害対策編 第1部第5章第1節を準用する。

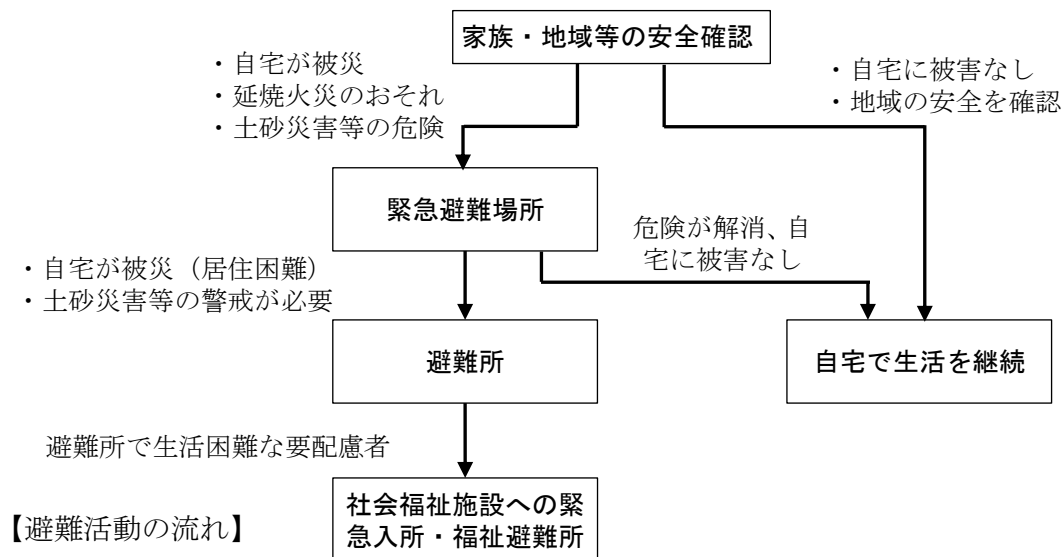
## 第5章 避難対策

項目	市担当	関係機関
第1節 避難活動	総括班、広報班、総務班、財政班、税務班、市民班、社会福祉班、健康福祉班、高松ホーム班、こども班	
第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営	総括班、スポーツ推進班、社会福祉班、健康福祉班、教育総務班、生涯学習班	
第3節 帰宅困難者対策	商工労政班	

### 第1節 避難活動

地震発生時の避難活動は、次を基本とする。

- (1) 地震発生直後に家族、住家、地域等の被害を確認する。(津波注意報・警報の発表の場合を除く)
- (2) 安全が確認された場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。
- (3) 住家の被災、延焼火災の発生、土砂災害警戒区域等で異常発見等の場合は、緊急避難場所に避難する。
- (4) (3)の危険が解消した場合は、できるだけ自宅での生活を継続する。
- (5) 住家が被災した場合や、引き続き土砂災害等への警戒が必要な場合は、避難所を開設し収容する。



その他は、一般災害対策編 第1部第6章第1節を準用する。

### 第2節 緊急避難場所・避難所の設置・運営

一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。



### 第3節 帰宅困難者対策

一般災害対策編 第1部第6章第3節を準用する。

## 第6章 医療（助産）救護活動

---

項目	市担当	関係機関
第1節 医療救護体制の確保	健康福祉班、病院班	相馬郡医師会、相馬歯科医師会、南相馬市薬剤師会、福島県柔道整復師会、相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、相双保健福祉事務所
第2節 医療救護活動	健康福祉班、病院班	相馬郡医師会、相馬歯科医師会、南相馬市薬剤師会、福島県柔道整復師会、相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、相双保健福祉事務所

### 第1節 医療救護体制の確保

一般災害対策編 第1部第7章第1節を準用する。

### 第2節 医療救護活動

一般災害対策編 第1部第7章第2節を準用する。

## 第7章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

---

項目	市担当	関係機関
第1節 飲料水の供給	水道班	
第2節 食料の供給	生活環境班、市民班、農政班、 商工労務班	
第3節 生活必需品の供給	生活環境班、市民班、農政班、 商工労務班	
第4節 物資の受入れ	農政班、商工労務班	

### 第1節 飲料水の供給

一般災害対策編 第1部第8章第1節を準用する。

### 第2節 食料の供給

一般災害対策編 第1部第8章第2節を準用する。

### 第3節 生活必需品の供給

一般災害対策編 第1部第8章第3節を準用する。

### 第4節 物資の受入れ

一般災害対策編 第1部第8章第4節を準用する。

## 第8章 緊急輸送対策

---

項目	市担当	関係機関
第1節 緊急輸送路等の確保	土木班、都市計画班	相双建設事務所、磐城国道事務所
第2節 緊急輸送活動	財政班	

### 第1節 緊急輸送路等の確保

一般災害対策編 第1部第9章第1節を準用する。

### 第2節 緊急輸送活動

一般災害対策編 第1部第9章第2節を準用する。

## 第9章 警備活動

---

項目	市担当	関係機関
第1節 災害警備活動		南相馬警察署
第2節 交通規制措置		南相馬警察署
第3節 海上警備活動等		福島海上保安部

### 第1節 災害警備活動

一般災害対策編 第1部第10章第1節を準用する。

### 第2節 交通規制措置

一般災害対策編 第1部第10章第2節を準用する。

### 第3節 海上警備活動等

一般災害対策編 第1部第10章第3節を準用する。

## 第10章 障害物の除去及び災害廃棄物等の処理

---

項目	市担当	関係機関
第1節 障害物の除去	土木班	相双建設事務所、磐城国道事務所、福島海上保安部、相馬双葉漁業協同組合
第2節 災害廃棄物の処理	生活環境班、地域振興班	
第3節 し尿の処理	生活環境班、下水道班	

### 第1節 障害物の除去

一般災害対策編 第1部第11章第1節を準用する。

### 第2節 災害廃棄物の処理

一般災害対策編 第1部第11章第2節を準用する。

### 第3節 し尿の処理

一般災害対策編 第1部第11章第3節を準用する。

## 第11章 防疫及び保健衛生

---

項目	市担当	関係機関
第1節 防疫	健康福祉班	相双保健福祉事務所、相馬郡医師会、相馬歯科医師会
第2節 保健活動	生活環境班、健康福祉班	相双保健福祉事務所、相馬郡医師会

### 第1節 防疫

一般災害対策編 第1部第12章第1節を準用する。

### 第2節 保健活動

一般災害対策編 第1部第12章第2節を準用する。

## 第12章 応急住宅対策

項目	市担当	関係機関
第1節 危険度判定	都市計画班	
第2節 応急仮設住宅等の供与	都市計画班	
第3節 住家の被害認定調査	税務班、市民班、社会福祉班	相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)

### 第1節 危険度判定

#### 第1 被災建築物の応急危険度判定

市は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

##### 1 判定実施体制

市は、実施本部を設置し、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、判断士の確保、必要な資機材の準備を行う。

また、県及び相互応援協定等に基づいて応急危険度判定士の派遣、判定資機材の提供を要請する。

##### 2 判定の実施

危険度判定は、病院、避難場所・避難所、市役所・区役所等の防災拠点施設を優先的に行い、次いで一般住宅の順で実施する。判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(財団法人日本建築防災協会)に基づき、目視点検により行う。

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口にその結果を色紙で表示する。

#### 第2 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の二次災害を軽減、防止し、住民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所などの危険度判定を行う。

##### 1 判定実施体制

市は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

##### 2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等に基づき行い、判定結果を「危険宅地」「要危険宅地」「調査済宅地」に区分して表示する。

危険宅地と判定した場合は、住民に周知するとともに、避難勧告・指示(緊急)、危険区域への立入制限措置を実施する。

### 第2節 応急仮設住宅等の供与

一般災害対策編 第1部第13章第1節を準用する。



### 第3節 住家の被害認定調査

一般災害対策編 第1部第13章第2節を準用する。

## 第13章 遺体対策

項目	市担当	関係機関
第1節 遺体の搜索	市民班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬警察署、南相馬市消防団、福島海上保安部
第2節 遺体の収容及び遺体対策	生活環境班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬警察署、南相馬市消防団、相馬郡医師会、相馬歯科医師会
第3節 遺体の火・埋葬	生活環境班	

### 第1節 遺体の搜索

一般災害対策編 第1部第14章第1節を準用する。

### 第2節 遺体の収容及び遺体対策

一般災害対策編 第1部第14章第2節を準用する。

### 第3節 遺体の火・埋葬

一般災害対策編 第1部第14章第3節を準用する。

## 第14章 生活関連施設の応急対策

項目	市担当	関係機関
第1節 上水道施設の応急対策	水道班	
第2節 下水道施設の応急対策	下水道班	
第3節 電力供給施設の応急対策		東北電力（株）
第4節 ガス供給施設の応急対策		相馬ガス（株）
第5節 通信施設の応急対策		東日本電信電話（株）

### 第1節 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第1部第15章第1節を準用する。

### 第2節 下水道施設の応急対策

一般災害対策編 第1部第15章第2節を準用する。

### 第3節 電力供給施設の応急対策

一般災害対策編 第1部第15章第3節を準用する。

### 第4節 ガス供給施設の応急対策

一般災害対策編 第1部第15章第4節を準用する。

### 第5節 通信施設の応急対策

一般災害対策編 第1部第15章第5節を準用する。

## 第15章 文教対策

項目	市担当	関係機関
第1節 小中学校の応急対策	教育総務班、学校教育班	
第2節 幼稚園・保育園の応急対策	学校教育班	
第3節 文化財の応急対策	文化財班	

### 第1節 小中学校の応急対策

校長は、地震発生後に児童生徒の安全を確認するとともに、地震情報や市内の被害発生等の情報を収集し、情報を保護者等へ伝達する。

学区内に被害が発生し、下校の安全が確保できない場合は、学校において保護者等に引き渡す。

学校周辺での延焼火災等により学校が危険な場合は、安全な避難場所に誘導する。

放課後児童クラブの活動中の地震の場合は、児童クラブの責任者が同様の措置をとる。

その他については、一般災害対策編 第2部第16章第1節を準用する。

### 第2節 幼稚園・保育園の応急対策

園長は、地震発生後に園児の安全を確認するとともに、地震情報や市内の被害発生等の情報を収集し、情報を保護者等へ伝達する。園児は基本的に園内で保護し、保護者等に引き渡す。

幼稚園周辺での延焼火災等により危険な場合は、安全な避難場所に誘導する。

その他については、一般災害対策編 第2部第16章第2節を準用する。

### 第3節 文化財の応急対策

一般災害対策編 第1部第16章第3節を準用する。

## 第16章 要配慮者対策

---

項目	市担当	関係機関
第1節 要配慮者対策	社会福祉班、健康福祉班、高松ホーム班、こども班	南相馬市社会福祉協議会
第2節 児童対策	社会福祉班、健康福祉班、こども班、学校教育班	
第3節 外国人対策	連絡調整班、市民班	

### 第1節 要配慮者対策

一般災害対策編 第1部第17章第1節を準用する。

### 第2節 児童対策

一般災害対策編 第1部第17章第2節を準用する。

### 第3節 外国人対策

一般災害対策編 第1部第17章第3節を準用する。

## 第17章 ボランティアとの連携

---

項目	市担当	関係機関
第1節 ボランティアの受入れ	社会福祉班	南相馬市社会福祉協議会
第2節 ボランティア活動	社会福祉班	南相馬市社会福祉協議会

### 第1節 ボランティアの受入れ

一般災害対策編 第1部第18章第1節を準用する。

### 第2節 ボランティア活動

一般災害対策編 第1部第18章第2節を準用する。

## 第18章 危険物施設等の応急対策

項目	市担当	関係機関
第1節 危険物施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者
第2節 火薬類施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者
第3節 高圧ガス施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者
第4節 毒物劇物施設応急対策		相馬地方広域消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)、取扱事業者

### 第1節 危険物施設応急対策

一般災害対策編 第1部第19章第1節を準用する。

### 第2節 火薬類施設応急対策

一般災害対策編 第1部第19章第2節を準用する。

### 第3節 高圧ガス施設応急対策

一般災害対策編 第1部第19章第3節を準用する。

### 第4節 毒物劇物施設応急対策

一般災害対策編 第1部第19章第4節を準用する。

## 第19章 災害救助法の適用

---

項目	市担当	関係機関
第1節 災害救助法の適用	総括班	
第2節 救助の種類等		

### 第1節 災害救助法の適用

一般災害対策編 第1部第20章第1節を準用する。

### 第2節 救助の種類等

一般災害対策編 第1部第20章第2節を準用する。



## 第2部 災害復旧計画



## 第1章 施設の復旧対策

---

項目	市担当	関係機関
第1節 災害復旧事業計画の作成	各班	
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	各班	
第3節 激甚災害の指定	各班	
第4節 災害復旧事業の実施	各班	

### 第1節 災害復旧事業計画の作成

一般災害対策編 第2部第1章第1節を準用する。

### 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

一般災害対策編 第2部第1章第2節を準用する。

### 第3節 激甚災害の指定

一般災害対策編 第2部第1章第3節を準用する。

### 第4節 災害復旧事業の実施

一般災害対策編 第2部第1章第4節を準用する。

## 第2章 被災地の生活安定

---

項目	市担当	関係機関
第1節 被災者の支援	財政班、税務班、市民班、社会福祉班、健康福祉班	県、日本郵便（株）、県社会福祉協議会、福島労働局、相双公共職業安定所
第2節 事業者への支援	農政班、商工労政班	県、県信用保証協会
第3節 被災者台帳の作成	市民班	

### 第1節 被災者の支援

一般災害対策編 第2部第2章第1節を準用する。

### 第2節 事業者への支援

一般災害対策編 第2部第2章第2節を準用する。

### 第3節 被災者台帳の作成

一般災害対策編 第2部第2章第3節を準用する。